



とよしん

海外貿易投資ニュース

ベトナムの投資環境の魅力と課題

今回は、ベトナムの概要および、魅力と課題についてご紹介いたします。資料を提供いただいたのはベトナム計画投資省(MPI)・外国投資庁(FIA)にて海外投資アドバイザー(JICA専門家)としてご活躍している 辻尾 嘉文 様です。

ベトナム概要(2012年1月版)

地勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 面積: 33万Km² (日本の約0.9倍。九州を除く日本) 南北に長い (1,650km)、3/4が山岳地帯 ● 気候: ハイ 亜熱帯性モンスーン(四季)、ホーチン 熱帯性気候(乾季雨季) ● 人口: 8,700万人(2009年) 内、60%が 30歳以下、就業人口 60% → ピラミッド型の年齢構成
民族・文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 民族: キン族(越人) 約90%、約53の少数民族 ● 宗教: 仏教(80%)、カトリック(10%)、カオダイ教(新興宗教) 他 ● 言語: ベトナム語 (識字率: 93%) ● 通貨: ベトナム ドン (US\$1.=VND19,000程度)
政治	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都: ハノイ ● 行政区分: 64省、5直轄都市 (ハノイ、ホーチン、ハイフォン、ダナン、カント) ● 政治体制: ベトナム共産党の指導する社会主義共和国(一党支配) 但し、集団指導体制による安定した政権 <p>2011年7月</p> <p>書記長 ノンドック・ミン(北) → ケンフー・チョン(北)</p> <p>大統領 ケン・ミン・チエット(南) → チュオン・タン・サン(南)</p> <p>首相 ケン・タン・スン(南) → ケン・タン・スン(南)</p> <p>国会議長 ケンフー・チョン(北) → ケン・シン・フン(中)</p>
経済	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済成長率(実質GDP): 8.4%(2007年) → 6.18%(2008年) (2000年以降 6.2%~8.5%) ⇒ 5.3%(2009年) ⇒ 6.78%(2010年) ● 2010年 農林水産 2.78%、工業・建設業 7.7%、サービス 7.52% → 2011年目標 当初7~7.5% → 6~6.5% (IMF 6.3%を予想) ● 実績: 2011年5.89% → 2012年目標 6.5% ● GDP: 名目GDP 911億ドル(2008年) → 972億ドル(2009年 推定) → 1,046億ドル(2010年 速報推定) ● 2010年 中国 58,786億ドル (1/60)、タイ 3,189億ドル (1/3) ● 第二次産業(工業・建設等): 41.09% (2011年第1四半期 43.05%) ● 第三次産業(サービス業等): 38.33% (同 41.6%) ● 第一次産業(農林水産等): 20.58% (同 15.35%) ● 一人当たりGDP: 809ドル (2007年) → 1,024ドル (2008年) → 1,068ドル(2009年) ⇒ 1,169ドル(2010年) ● 2010年 中国 4,341ドル (1/4)、タイ 4,680ドル (1/4)



ハノイ市内 朝のラッシュ (当金庫職員撮影)



政府系人材会社の日本語学校にて (当金庫職員撮影)



上: ベトナム中央銀行 下: 同中央銀行にて 右2番目: 副総裁、中央: 当金庫職員 (当金庫職員撮影)

ベトナムの魅力	<ol style="list-style-type: none"> ① 優越&豊富な労働力 → 人口の60%が30歳以下(ロボコン、数学オリンピック) ② 比較的安い労働コスト → 中国の1/2 タイの1/3 ③ 社会の安全と安定 → 共産党一党支配(集団指導体制、バランスのとれた政治) ④ 若い8,700万人の人口 → 将来のマーケット ⑤ 日本人との類似性 → 仏教、儒教、農耕民族、中庸 ⑥ 良好&緊密な日越関係 → ODA、投資、貿易、日越投資協定、日越共同インシアチブ、日越経済連携協定(2009年11月批准) ⑦ 優れた投資優遇策 → 優遇税制、共通投資法、統一企業法(聞き耳を持つ政府) ⑧ 地理的優位性 → ASEANと中国の間(東西回廊、中越回廊)
ベトナムの課題	<ol style="list-style-type: none"> ① 裾野産業の弱さ → 設備、技術、経営 ⇒ 日越政府で整備・育成に取り組む。 ② 原材料の外部依存 → 基礎産業の未整備(製油所、製鉄所、化学プラント) ⇒ それぞれ数件の新規建設案件進行中。 ③ インフラの未整備 → 電力、道路、鉄道、港湾、上下水道(通信) ⇒ 政府資金、ODA、民間資金(国内企業&外資BOT等)、官民共同(PPP) ④ 中間管理職&熟練工不足 → 求人難&高いコスト ⑤ 行政手続きの問題 → 地方への徹底不足、職員による裁量
2010年~2011年の問題点	<ol style="list-style-type: none"> ① 物価の再上昇: 年末に急騰 年間 9.19% (12月前年同月比 11.75%) 2011年1~8月: 前年同期比 17.64% → 8月 同23.02%上昇 ⇒ 2011年2月に首相決定11号発令(金融引締めを中心とする物価抑制策実施) → 前月比では頭打ちの様子: 7月1.17% 8月0.93% 9月0.82% 10月0.36% (3月3.32%) → 通年で18%を超える? (政府目標7% → 15%に変更) → 最低賃金の引き上げ(ハノイ、ホーチン 2010年1月 10% 2011年1月 11.9%) 1,200,000ドン → 1,340,000ドン(2010/1) → 1,500,000ドン(2011/1) ⇒ 来年1月に上げる予定を10月に前倒し実施 → 2,000,000ドン(2011/10月) ② 貿易赤字: 180億ドル(2009年) → 120億ドル(2010年) ⇒ 外貨準備の減少 2008年3月264.4億ドル(ピーク) → 2010年9月 141.1億ドル(輸入額の2カ月分相当) 2011年1~9月: 輸出700億ドル 輸入769億ドル 貿易赤字69億ドル(輸出比9.8% ⇒ 政府目標15%以下) ③ 計画停電の増加: 2010年から南部で計画停電 2011年3月に北部を含む工業団地に対して週1~2回、前年比20~30%削減を通告。但し、実施はそのレベルより低い。北部は3月半ば中止。 → 又、予想に反して4月以降改善(電力料金値上げ、雨量増加、新規電源稼働等) し計画停電は実施されず。今年はない見通し。 第7次マスタープラン決定(2011年7月) ⇒ 計画通りに行けば電力不足はない(鍵は送電・配電の問題。電力料金も) ④ ホーチン、ハイ近郊でのワーカー確保が難しくなっている。 数十人であれば問題ないが、1,000人を超える場合には進出地選択など対応が必要。 ⑤ 違法ストの再発 ⇒ 今年の旧正月(テト)前後。4月以降は日系企業では殆どない状況。10月の値上げ後も再発なし。 ⑥ ドン安の進行 ⇒ 政府の関与市場取締強化等で現在は上限の範囲内にあるも、時々は上限に近づく。 <p>⇒ 上記、課題や問題点につきましては、いずれもベトナム政府や日本政府が解決に向け取り組んでおり、中長期的には改善される予定です。</p>



ベトナムー日本企業にとって「チャイナプラスワン」の生産拠点としての重要性が非常に高い国

今回は、渥美坂井法律事務所の弁護士で現在ハノイの法律事務所に向向している武藤司郎氏が専門誌に寄稿したベトナムのビジネス環境について、内容を一部抜粋して紹介いたします。武藤氏は、ベトナムの法整備支援のためJICA(独立行政法人国際協力機構)から派遣され、民法、商法、会社法等各種法律の改正支援に従事していました。その後も日越政府間の協議への参加や法務省の委託を受けたベトナム進出企業の直面する法律問題の現地調査も行うなど、幅広く活躍されています。

1 ベトナムの生産拠点、市場としての将来性

チャイナプラスワンの国として、日系企業にとり、生産拠点としてのベトナムの重要性は非常に高い。人件費は、近時、上昇してきているというもの、中国沿海部に比べれば、まだまだ安く、人口構成からしても、日本とは真逆で、若年層が多いため、人件費が急激に高騰するというような状況にはない。

市場としての将来性であるが、人口が8693万人(2010年ベトナム統計総局)を有し、東南アジアの中では、インドネシアに次ぐ大国であるとされ、名目GDPは、1人当たり1174米ドルに達し、いわゆる発展途上国から、中進国入りしたといわれている状況からしても、高いポテンシャルがあると認められよう。

近時は、土地所有権の売却益や未公開株式の公開やその譲渡で相当な資産を築いた富裕層が増加しており、ハノイやホーチミンでは、ベントレーのような日本でもあまり見ないような高級外車をベトナム人が運転しているのが頻繁に見られるなど、富裕層や中産層の消費力は伸びつつある。今後経済成長が持続して、所得の再配分がうまくゆき、中産層が増加すると市場としての将来性は相当有望であると思われる。

2 ベトナムの政治体制、経済状況の変遷とその問題点

ベトナムは社会主義の国であり、共産党一党が国家・社会を指導し、経済体制は、計画経済から市場経済への移行といわれる移行経済体制となっている。共産党一党が国家・社会を指導しているといっても、大統領、首相、党の書記長などの国のトップの選任においては、南部、中部、北部の出身者をバランスよく配置して、政治的には非常に安定しており他のアジア新興国ではよく見られる蟹工船的な労働者の搾取が許されていないためか、農村が疲弊しておらず、治安がいい点は、近隣のタイやカンボジアと比べても評価できる点であるといえる。

近時で、ベトナムの法律制度に最も強いインパクトを与えたものは、WTOへの加盟である。ベトナムは、2007年1月1日にWTOの正式加盟国となったが、2005年に、平等的なビジネス環境を創る目的で、国有企業、民間企業、外資企業すべてに適用される統一企業法を制定、同時に、内外格差の撤廃の観点から、外国投資法が廃止されて、共通投資法が制定され、内国・外国企業に対して同一の投資に関する法律が適用されるようになった。共通投資法の下では、ベトナム進出企業に不評であった合弁企業の意思決定における全会一致ルールが撤廃されて、資本多数決制度が導入されている。

貿易制度に関しては、AFTAの加盟により関税が引き下げられた後、2005年の中国・アセアンの自由貿易協定に従って、段階的に対中国の関税が引き下げられている。2008年には日本とベトナムとの経済連携協定が締結された。AFTAの協定により、アセアン新規加盟国であるベトナムは、2015年1月1日までに域内の関税を撤廃する必要がある。そのため、アセアン域内の企業にとっては、インドネシアやタイ等、アセアン域内の他のより有利な投資環境の国で製造して、輸送賃さえコストで吸収できれば、ベトナムで販売する製品をあえてベトナムで製造しなければならない理由はなくなり、ベトナムの既存進出企業や内資企業は、2015年以後、アセアン域内の競争にもさらされることとなる。また、恒常的な対中貿易赤字のため、ドンがドル・円などの外貨に対して継続的に安くなっており、そのために、ドン建てで収入を得る現地進出日系企業としては、外貨建ての融資の返済などについて、為替リスクを負うという問題もある。

3 ベトナムの法制度

ベトナム政府は、WTO加盟以降、いわゆる市場開放のロードマップに従い、外国投資家の参入を段階的に解放してきた。現時点では、多くの参入規制(合弁形態の強制や外国投資比率の上限規制)が緩和ないし撤廃されている。しかしながら一定の分野(例えば、情報・通信、物流、交通、証券、広告等)においては、いまだ独資での参入が規制されていたり、条件付でしか外資の参入が認められない(外資のレストランはホテルに付属するもののみ)という外資規制がある。また、外国投資比率の上限規制が撤廃された分野でも、外国投資企業に取り扱いが認められる業務範囲について一定の制限が課せられたり(不動産事業法上、外資には既存物件の売買、賃貸が認められない等)、外国投資企業にのみ適用される追加的な規制が存在する分野(外資の小売業については、2店舗目以降の出店の際には、Economic Needs Testというファジーな基準で別途の許可が必要)も存在する。

4 ベトナムにおいて企業が配慮すべき法務問題

近時は多少落ち着いたが、最近までは、インフレとドンの価値の下落のために、ストライキとテト(旧正月)明けの集団離職というような労働問題が、進出企業にとって重要な法律問題であり、今後も重要な問題であり続けるであろう。また、環境規制に関する法令が、厳しく施行されるようになってきたという報告も日系企業からなされており、環境関連の規制のコンプライアンスも今後重要になってくよう。従来は、あまり日系企業間では問題にされてこなかったが、日系企業のそれなりの規模の企業が現地法人の設立や現地企業の買収の形態によって進出すると、その企業の売上高がベトナムの当該市場の売上高の相当部分を占めることになってしまうこともある。ベトナムの競争法上、ある企業のマーケットシェアが当該商品やサービスの市場の30%を超える場合には、支配的な地位にあるとみなされ、当局に対する通知が必要とされ、50%を超えると、独占的な地位にあるとみなされ、競争法の認める例外に該当しない限り、そのような経済的集中は禁止されることになる。

ベトナムを含むアジアの新興国に共通の問題であるが、多くの法令の規定が曖昧であり、そのため、公務員の裁量の余地が大きいベトナムにおいては、汚職に関する法令のコンプライアンスは重要かつセンシティブな問題である。将来は、民間企業間においても賄賂の收受を禁止するイギリスの反汚職法の海外適用なども、企業の購買担当者がベンダーからキックバックをもらうことが散見されるベトナムにおいて問題となってくるものと想定される。

(出所: The Lawyers March 2012 特集「弁護士によるアジア諸国のビジネス環境概観」)

(出所: The Lawyers March 2012)



武藤司郎 (むとう しろう)
 渥美坂井法律事務所・外国法共同
 事業オプカウンスル。日本および
 ニューヨーク州弁護士。早稲田大
 学法学部、コロンビア大学ロース
 クール卒業。ベトナム司法省出向。
 ドイツ証券勤務の経験有する。
 主たる取り扱い業務はベトナム進
 出企業法務、労働紛争、国際訴
 訟・仲裁、一般企業法務。

6、7月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
Manufacturing Indonesia 2012	ジャカルタ	ジェトロ
ホーチミン品調達展示商談会	ホーチミン	ジェトロ、ホーチミン市貿易促進センター
日本・寧波 産業交流セミナー&展示商談会	名古屋	株名南経営、寧波市
ProMexico メキシコ大使館商務部主催 名古屋セミナー	名古屋	ProMexicoメキシコ大使館商務部
セミナー:ベトナム投資の法的留意点	名古屋	ジェトロ
インド・グジャラト州投資セミナー	名古屋	グジャラト政府、ジェトロ
アフリカ・ビジネスセミナー	名古屋	ジェトロ
農林水産物・食品輸出セミナー	名古屋	ジェトロ

心と心のおつきあい

豊田信用金庫
 国際業務部
 〒471-8601
 愛知県豊田市元城町1-48
 電話 0565-36-1381
 FAX 0565-36-1213
 URL <http://www.toyoshin.co.jp>